

第 1 回会議での指摘事項

- 東日本大震災における対応について、実務レベルで対応した関係者から見た良かった点、悪かった点の整理 …………… 1
- 災害対応に係る「標準化」の推進について、米国 NIMS の例と「災害対策標準化推進WG」の取組についての整理 …………… 5
- 災害対応時における都道府県、国による市町村への支援について …… 9
- 地方公共団体における防災体制の整理（危機管理監の設置状況、広域応援の枠組み）について …………… 17
- 平成 26 年 6 月の熊本で発生した鳥インフルエンザの発生に係る熊本県及び政府の対応についての整理 …………… 45

東日本大震災における対応について
(実務レベルで対応した関係者から見た良かった点、悪かった点の整理)

1 良かった点

①迅速な対応体制の確立

(本部設置)

○地震発生後、直ちに官邸危機管理センター内に官邸対策室を設置し、関係省庁の局長クラスで構成される緊急参集チームを招集するとともに、同日15時14分に災害対策基本法に基づき、総理を本部長とする緊急災害対策本部を設置した。

○原子力発電所の事故に関しては、原子力災害対策特別措置法第10条の規定に基づく特定事象の発生を受け、16時36分に官邸対策室を設置。16時45分に原子力災害対策特別措置法第15条の規定に基づく特定事象の発生を受け、19時03分に総理が原子力緊急事態宣言を発するとともに、総理を本部長とする原子力災害対策本部を設置した。

(緊急参集・官邸への集約)

○地震発生後、継続して逐次緊急参集チーム協議を開催し、被災現場における部隊運用方針、各機関による救助者数の報告の実施等、各省の活動に関する所要の調整を実施した。

○地震を端緒として、地震・津波災害への対応、原子力発電所事故への対応、電力逼迫への対応、経済情勢への対応等、種々の課題が生起したが、官邸に情報を集約し、これらの課題に対する合同本部会議を開催するなど効率的な意思決定を行った。

②関係機関との連携

(各機関における救出救助場所の調整)

○ 発災直後の混乱期は、現場において部隊長間の調整により救出救助活動場所の区割りを行うなど必要な連携を実施。一定時間経過後は、県災害対策本部（県警本部から幹部・連絡員を派遣）における関係機関との協議、活動開始前の警察署等における関係機関との協議をもとに必要な連携を実施。

(他機関と連携した避難行動要支援者の避難)

○ 原子力災害において避難指示区域内の一部病院や老人介護施設にいる自力での避難が困難な要援護者の早期避難のため、警察が緊急の措置として、自衛隊と連携して救出救助活動を実施。また、これらの要援護者を避難させる際には、警察が保有するバスの他、民間の観光バスを警察官が運

転するなどして車両不足を補填。

(他機関による燃料の供給、重機の支援)

- 長距離移動を行った部隊が燃料補給に支障を生じるも、自衛隊からガソリンの補給支援を受ける等により対応。また、自衛隊からは、重機による瓦礫撤去等の支援も受け、捜索活動を実施。

③情報伝達

(国民への広報)

- 事態の進展及び周囲の環境変化に伴い、適時的確に記者会見を実施した。

【2011/3/11 に実施した記者会見】

16:54 菅総理会見 (地震の発生、緊急災害対策本部の設置)

17:39 枝野官房長官会見 (帰宅困難者対策)

19:45 枝野官房長官会見 (原子力緊急事態宣言、緊急災害対策本部)

21:52 枝野官房長官会見

(原子力災害対策特別措置法の規定に基づく住民への避難指示)

24:15 枝野官房長官会見 (地震への対応状況、国民への呼びかけ)

27:12 枝野官房長官会見

(福島第一原発事故状況、菅総理による被災状況の把握)

(自治体に代わる避難指示の示達)

- 原子力災害において内閣総理大臣から関係自治体の長に対し避難指示等が発令された際、自治体の混乱等により当該指示の到達が確認できない状態となったことから、福島県警察では、官邸から直接伝達された総理指示の内容を警察官から自治体に直接口頭で示達することにより、確実な総理指示の伝達、避難地域住民の早期避難に貢献。

(警察無線の活用)

- 電気通信事業者の回線が不通になり、携帯電話が通話困難になる中、警察が独自に整備・維持管理している無線多重回線、車載通信系を始めとした各種の警察無線等が、被災状況の把握、被災者の救出救助や避難誘導、行方不明者の捜索等に活躍。

④情報収集

(関係機関における被害情報等の共有)

- 警察は、地震発生後直ちに航空機を出動させ、ヘリコプターテレビシステム、衛星通信システム等の通信機器を運用し、被災状況、住民の避難状況等の映像を、警察庁、首相官邸、警察本部、現地警備本部等にリアルタイムで伝送するなど、情報の収集や伝達を通じて、迅速かつ的確な救出救

助活動に貢献。

2 課題点

①複合災害対応

(複合災害対応への不備等)

- 地震・津波と原発事故が同時発生するという未曾有の事態であり、複合災害対応を視野に入れた訓練、マニュアル、人員体制が十分整っていなかった。

⇒＜参考（その後講じた改善策）＞

- ・複合災害対応を視野に入れたマニュアルの整備、訓練の実施
- ・人員体制の確保・充実

②関係機関との連携

(現地調整)

- 活動方針・活動範囲等について、自衛隊・警察、消防等の事前の連携・調整が不足していたため、検索箇所の重複や未検索箇所が生じた。また、家屋立入、金品対応等で実動機関の連携が課題となった。

初期の段階から災対本部又は現地合同指揮所等で活動調整（地図共有、担当区域等）を図る必要がある。また、検索済みの表示方法を全国的に統一する必要がある。

合同訓練を通じて、救助・検索で課題となる事項の連携を深める必要がある。

(合同指揮所)

- 実動部隊が同一地域で活動するに際し、現地合同指揮所を設置し、役割分担や情報共有を図り、効果的に救助活動を進めた。一方で、現地合同指揮所が設置されていない地域もあった。

実動部隊の効果的な活動に資する現地合同指揮所に関して、総合調整をどの機関が行うのか、役割をどのようにするか、設置手順をどうするかなどについて、全国的に大枠を定める必要がある。

(部隊輸送)

- 実動部隊の救助現場への大規模・迅速投入や離島等の輸送困難区域への投入に向けて、部隊・車両等の輸送確保に大きな支障が生じ、現場レベルで様々な連携が図られた。

実動部隊をスムーズに災害現場に投入する上で極めて大きな支障となる輸送上の課題について洗い出し、実動部隊間や輸送関連の民間企業等と、輸送確保に向けた連携の枠組みを定め、合同訓練を通じて連携を強化す

る必要がある。

(情報通信)

- 災害現場における実動部隊間の通信については、防災相互波が整備されているが、関係機関間での活用ルール等が整備されていないなどの理由から、平常時においても積極的に使用されていないため、大規模災害時にも有効に活用されていない現状である。

実動部隊間の連絡のため、防災相互通信用無線（150MHz と 400MHz）が準備されており、活用ルールを定めた上で、関係機関の合同訓練を通じて、災対本部や現地指揮所での統制や、防災相互波の活用・習熟を積極的に進めていく必要がある。

また、自衛隊が保有する新型防災無線機を、災害現場で活動する各機関の部隊に貸与し、共通の通信手段として情報共有を図ることも非常に有効と考える。そのために、平常時から防衛省を中心に活用方法等の習熟を図っていくことが重要と考える。

③被害状況の把握

(被害情報の伝達)

- 被害状況を迅速に正確に官邸まで報告する技術の更なる向上。特に自治体が被災により機能しない場合の都道府県や国からの支援の方法について検討が必要。

④その他

(燃料の供給)

- 電力、ガソリン・軽油等の車両燃料等の不足に対応するため、関係機関や事業者と協定を締結するなど、協力関係を事前に構築しておくことが必要。

- 東日本大震災では、被災地の多くで、燃料不足が生じ、実動部隊の現場活動に大きな困難を生じた。

各実動部隊それぞれが確実な燃料確保の措置を強化するとともに、万が一の場合の燃料確保のため、国の緊急災害対策本部を中心に実動部隊間で融通し合える仕組みを整えるとともに、現場の部隊レベルでの対応との連携を強化する必要がある。

災害対応に係る「標準化」の推進について、米国NIMSの例と
「災害対策標準化推進WG」の取組についての整理

○中央防災会議 防災対策実行会議 災害対策標準化推進ワーキンググループ

【趣旨】

多様な主体が活動する災害時において、各機関の連携が円滑に行われるとともに、全体として効率的な活動が行われ、災害の種類や大小に関わらず対応できるよう、災害対策の標準化を推進する必要があるため、中央防災会議の専門調査会たる防災対策実行会議の下に「災害対策標準化推進ワーキンググループ」を設置することとした。(平成26年7月29日 第5回防災対策実行会議決定)

【検討内容】

平成25年度に内閣府(防災担当)において実施した災害対策標準化検討会議における検討結果を基に、「災害対策標準化ガイドライン(素案)」を策定。

※検討に当たっては、米国のNIMS(National Incident Management System)の内容も参考にすることを予定。

【構成委員】

- ・WGは昨年の検討会議委員をベースに有識者等にて構成
- ・検討に当たっては、地方公共団体等関係者の意見が反映できる仕組みにも留意

(具体的には別紙案のとおり。)

※関係省庁については、オブザーブ参加

【開催イメージ】

平成26年9月25日 有識者委員との意見交換会を開催

→事務局よりガイドライン(素案)のたたき台を説明。

(年度内にWGを設置し、一定の取りまとめ(ガイドライン(素案)の作成)を想定)を行う。

(案)

中央防災会議 防災対策実行会議 災害対策標準化推進WG 委員名簿

○有識者【7名】

小林 恭一 東京理科大学総合研究機構火災科学研究センター教授
重川 希志依 常葉大学大学院環境防災研究科教授
田村 圭子 新潟大学危機管理室教授
柴崎 亮介 東京大学空間情報科学研究センター・生産技術研究所教授
中林 一樹 明治大学政治経済学研究科特任教授
中邨 章 明治大学名誉教授
林 春男 京都大学防災研究所巨大災害研究センター教授

○自治体関係【3名】

細貝 和司 新潟県防災企画課長
二上 洋介 石巻市総務部次長（原子力・防災担当）
木村 利恵 横浜市総務局危機管理室企画調整担当課長

○民間企業・NPO関係【2名】

斎藤 仁 （一社）日本経済団体連合会政治社会本部長
栗田 暢之 NPO法人レスキューストックヤード代表理事

計 12名

○インシデント・コマンド・システム標準化検討ワーキンググループ

【趣旨】

アメリカのインシデント・コマンド・システム等を参考にしつつ、大規模災害時の救助・捜索活動等の応急対策の課題等について、関係省庁と連携して検討し、我が国の現状を踏まえて、標準化すべき事項の推進を図る。

【標準化すべきと考えられる事項の例】

- ① 警察、消防、自衛隊等の実動部隊からなる現地調整組織のあり方
 - ② 各実動部隊を通じた基本情報、活動情報の共有のあり方
- 等

【構成】

内閣府、警察庁、消防庁、厚生労働省、国土交通省、海上保安庁、防衛省の課室長クラスをもって構成する。

(必要に応じ、その他省庁から正式メンバー又はオブザーバーとして参加)

【検討状況】

- ・平成25年度、7回のワーキンググループを開催し、論点を整理
- ・平成26年度以降は、広島土砂災害、御嶽山噴火災害などの災害対応を踏まえ、個別の課題についてさらに検討。

災害対応時における都道府県、国による 市町村への支援について

総務省 消防庁

～目次～

- ◆ 概要
- ◆ 資料1-1 岩手県・宮城県の国の主な地方機関と県の主な機関
が所在する市町村
- ◆ 資料1-2 都道府県、市町村の防災・危機管理体制の強化

- 災害の発生時にはまずは市町村が対応すべきであり、仮に市町村の機能が著しく低下した場合も、まずは都道府県が補完するということがベースになるもの。
- 一般に国の地方機関よりも市町村または都道府県の地方機関の方が地域にきめ細かく配置されており、迅速な対応や地域の特性・実態に応じた対応が可能。
例えば、岩手県及び宮城県内の国の主な地方機関と県の主な地方機関が所在する市町村を比較すると、国の地方機関は県庁所在地に集中している一方で、県は県庁所在地以外にもきめ細かく地方機関を配置しており、人員も過半数を地方機関に配置していることが分かる。【資料1-1 参照】
- そのため、まずは市町村、都道府県における防災・危機管理体制や都道府県による支援体制の充実強化を推進することが肝要。具体的には、市町村長や職員に対する研修、図上及び実践的な防災訓練を推進することが必要。
【資料1-2 参照】
- 10 なお、災害対策基本法では、基礎的な地方公共団体である市町村による第一義的な応急対応と、市町村を包括する広域的な地方公共団体である都道府県による関係機関間の総合調整を前提としており、指定都市についての規定はなく、あくまで他の市町村と同様に取り扱われている。

岩手県・宮城県の本国の主な地方機関と県の主な機関が所在する市町村 ①岩手県

岩手県内の本国の主な地方機関と県の主な機関

<紺色塗りつぶし箇所は沿岸部の市町村>

市町村	本国の主な地方機関	県の主な機関
盛岡市	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手復興局【復興庁】 ・岩手行政評価事務所【総務省】 ・盛岡地方法務局【法務省】 ・仙台入国管理局盛岡出張所【法務省】 ・東北財務局盛岡財務事務所【財務省】 ・東北厚生局岩手事務所【厚生労働省】 ・岩手労働局【厚生労働省】 ・東北農政局盛岡地域センター【農林水産省】 ・岩手河川国道事務所【国土交通省】 ・北上川ダム統合管理事務所【国土交通省】 ・盛岡営繕事務所【国土交通省】 ・盛岡地方气象台【国土交通省】 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県庁本庁 ・盛岡広域振興局 ・岩手土木センター
宮古市	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手復興局宮古支所【復興庁】 ・東北運輸局岩手運輸支局宮古庁舎【国土交通省】 ・三陸国道事務所【国土交通省】 	<ul style="list-style-type: none"> ・宮古地域振興センター ・宮古保健福祉環境センター（宮古保健所） ・宮古農林振興センター ・宮古水産振興センター ・宮古土木センター
大船渡市		<ul style="list-style-type: none"> ・大船渡地域振興センター ・大船渡保健福祉環境センター（大船渡保健所） ・大船渡農林振興センター ・大船渡水産振興センター ・大船渡土木センター
花巻市	<ul style="list-style-type: none"> ・東京航空局花巻空港出張所【国土交通省】 	<ul style="list-style-type: none"> ・花巻総務センター ・花巻保健福祉環境センター（中部保健所） ・花巻農林振興センター ・花巻土木センター
北上市		<ul style="list-style-type: none"> ・北上農村整備センター ・北上土木センター
久慈市		<ul style="list-style-type: none"> ・県北広域振興局
遠野市		<ul style="list-style-type: none"> ・遠野農林振興センター ・遠野土木センター
一関市		<ul style="list-style-type: none"> ・一関総務センター ・一関保健福祉環境センター（一関保健所） ・一関農林振興センター ・一関土木センター ・一関農村整備センター ・千厩土木センター
釜石市	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手復興局釜石支所【復興庁】 ・南三陸国道事務所【国土交通省】 ・釜石港湾事務所【国土交通省】 ・釜石海上保安部【国土交通省】 	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸広域振興局
二戸市		<ul style="list-style-type: none"> ・二戸地域振興センター ・二戸保健福祉環境センター（二戸保健所） ・二戸農林振興センター ・二戸土木センター
奥州市	<ul style="list-style-type: none"> ・奥州地域センター【農林水産省】 	<ul style="list-style-type: none"> ・県南広域振興局
岩手町		<ul style="list-style-type: none"> ・岩手土木センター
矢巾町	<ul style="list-style-type: none"> ・東北運輸局岩手運輸支局【国土交通省】 	
岩泉町		<ul style="list-style-type: none"> ・岩泉土木センター

※「主な(地方)機関」について、組織上の位置付けとしておおむね国又は県の地方支分部局及びその直近の下部組織までを掲載することを原則としている(その更に下部の出張所等は掲載していない。)。ただし、その業務が災害対応との関連性が低いと考えられる機関(税務署等)や、個々の施設の管理事務所等は原則掲載していない。

岩手県の地方公共団体一般行政職員数(定員ベース、平成25年4月1日時点)

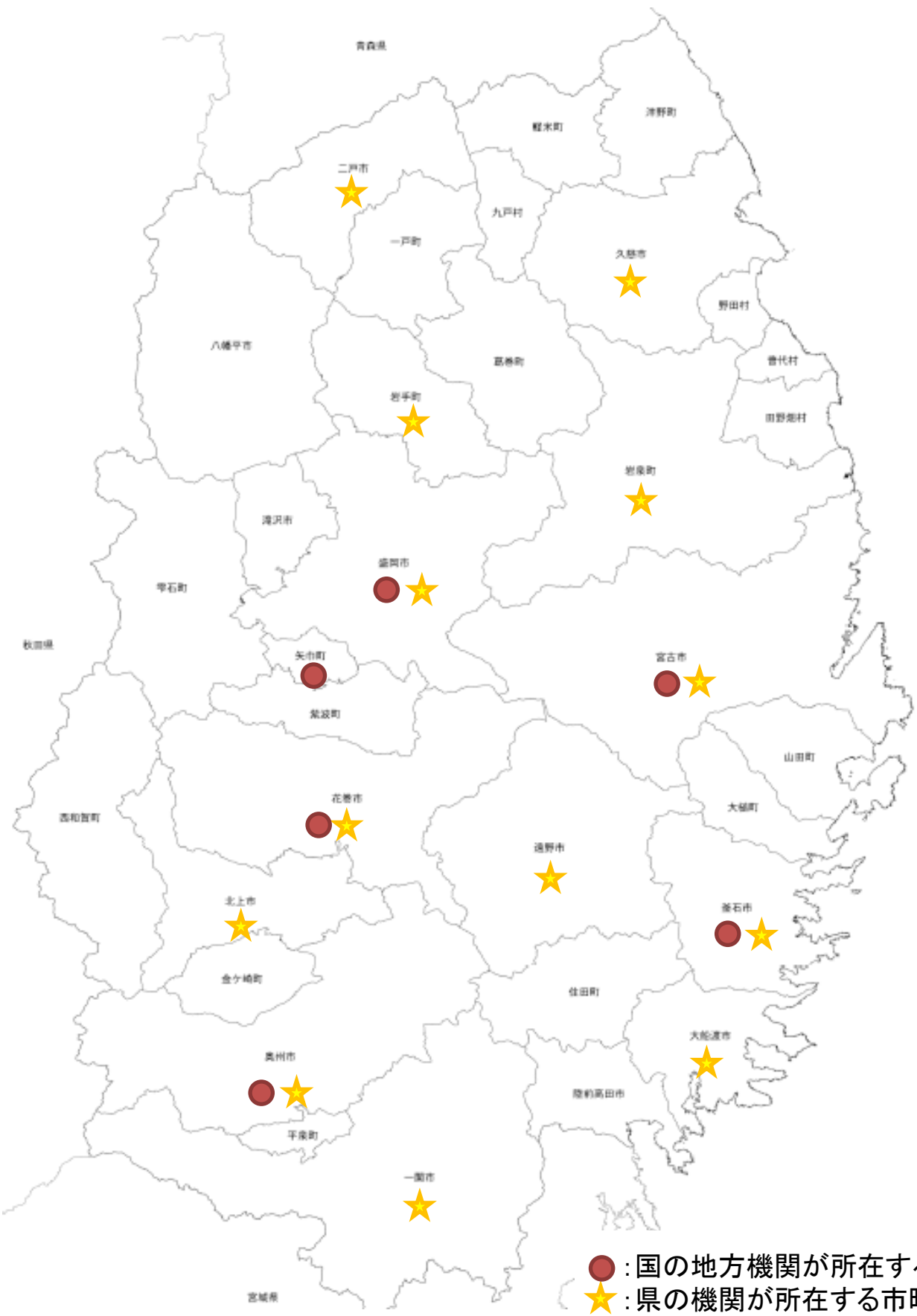
○ 岩手県一般行政職員:4,153人

※ 本庁1,462人、地方機関2,691人(岩手県への聞き取りによる。)

○ 岩手県市町村一般行政職員:8,254人¹⁾

(出典:平成25年地方公共団体定員管理調査結果)

(参考)岩手県内の国の主な地方機関と県の主な機関が所在する市町村



● : 国の地方機関が所在する市町村
 ★ : 県の機関が所在する市町村

宮城県内の国の主な地方機関と県の主な機関

＜紺色塗りつぶし箇所は沿岸部の市町村＞

市町村	国の主な地方機関	県の主な機関
仙台市	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城復興局【復興庁】 ・東北管区警察局【警察庁】 ・東北管区行政評価局【総務省】 ・東北総合通信局【総務省】 ・仙台法務局【法務省】 ・仙台入国管理局【法務省】 ・東北財務局【財務省】 ・東北厚生局【厚生労働省】 ・宮城労働局【厚生労働省】 ・東北農政局【農林水産省】 ・仙台漁業調整事務所【農林水産省】 ・東北経済産業局【経済産業省】 ・東北地方整備局【国土交通省】 ・仙台河川国道事務所【国土交通省】 ・仙台港湾空港技術調査事務所【国土交通省】 ・東北運輸局【国土交通省】 ・東北運輸局宮城運輸局支局【国土交通省】 ・仙台管区气象台【国土交通省】 ・東北地方環境事務所【環境省】 ・東北防衛局【防衛省】 	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県庁本庁 ・仙台保健福祉事務所 ・仙台地方振興事務所 ・仙台農業改良普及センター ・仙台土木事務所
石巻市	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城復興局石巻支所【復興庁】 ・北上川下流河川事務所【国土交通省】 ・東北運輸局石巻海事事務所【国土交通省】 	<ul style="list-style-type: none"> ・東部保健福祉事務所 ・東部地方振興事務所 ・石巻農業改良普及センター ・東部土木事務所 ・石巻港湾事務所
塩釜市	<ul style="list-style-type: none"> ・第二管区海上保安本部【国土交通省】 ・宮城海上保安部【国土交通省】 	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台塩釜港湾事務所
気仙沼市	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城復興局気仙沼支所【復興庁】 ・東北運輸局気仙沼海事事務所【国土交通省】 	<ul style="list-style-type: none"> ・気仙沼保健福祉事務所 ・気仙沼地方振興事務所 ・本吉農業改良普及センター ・気仙沼土木事務所
名取市	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台入国管理局仙台空港出張所【法務省】 ・東京航空局仙台空港事務所【国土交通省】 	
多賀城市	<ul style="list-style-type: none"> ・東北技術事務所【国土交通省】 ・塩釜港湾・空港整備事務所【国土交通省】 	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台港背後地土地地区画整理事務所
岩沼市	<ul style="list-style-type: none"> ・第二管区海上保安本部仙台航空基地【国土交通省】 	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台保健福祉事務所岩沼支所
登米市		<ul style="list-style-type: none"> ・東部保健福祉事務所登米地域事務所 ・東部地方振興事務所登米地域事務所 ・登米農業改良普及センター ・東部土木事務所登米地域事務所
栗原市		<ul style="list-style-type: none"> ・北部保健福祉事務所栗原地域事務所 ・北部地方振興事務所栗原地域事務所 ・栗原農業改良普及センター ・北部土木事務所栗原地域事務所
大崎市	<ul style="list-style-type: none"> ・大崎地域センター【農林水産省】 ・鳴瀬川総合開発調査事務所【国土交通省】 	<ul style="list-style-type: none"> ・北部保健福祉事務所 ・北部地方振興事務所 ・大崎農業普及改良センター ・北部土木事務所
大河原町		<ul style="list-style-type: none"> ・大河原地方振興事務所 ・大河原農業改良普及センター ・大河原土木事務所
柴田町		<ul style="list-style-type: none"> ・仙南保健福祉事務所
亘理町		<ul style="list-style-type: none"> ・亘理農業改良普及センター
富谷町		<ul style="list-style-type: none"> ・仙台保健福祉事務所黒川支所
美里町		<ul style="list-style-type: none"> ・美里農業改良普及センター

※ 「主な(地方)機関」について、組織上の位置付けとしておおむね国又は県の地方支分部局及びその直近の下部組織までを掲載することを原則としている(その更に下部の出張所等は掲載していない)。ただし、その業務が災害対応との関連性が低いと考えられる機関(税務署等)や、個々の施設の管理事務所等は原則掲載していない。

宮城県の地方公共団体一般行政職員数(定員ベース、平成25年4月1日時点)

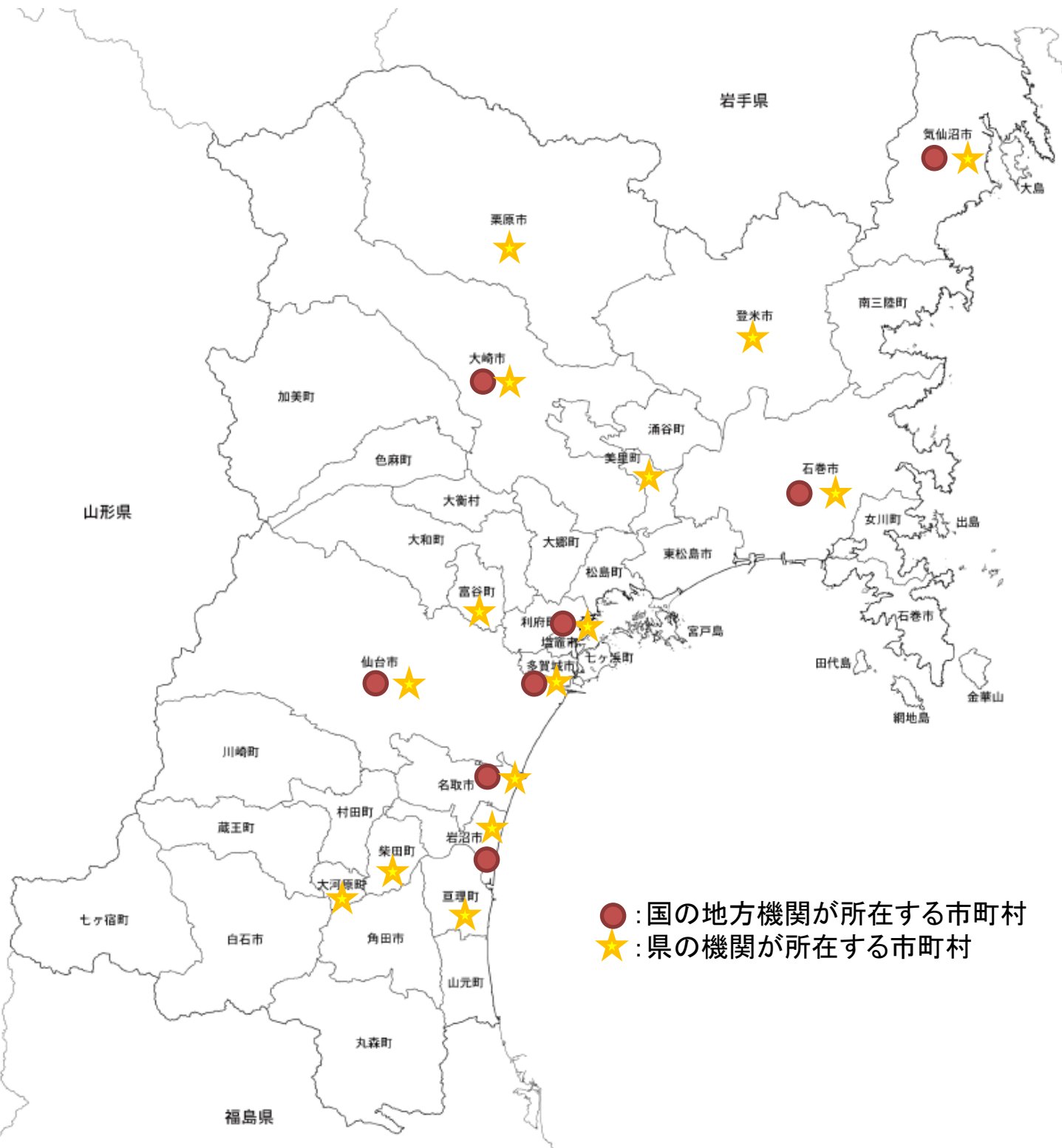
○ 宮城県一般行政職員: 4,949人

※ 本庁2,048人、地方機関2,901人(宮城県への聞き取りによる。)

○ 宮城県市町村一般行政職員: 12,773人³

(出典:平成25年地方公共団体定員管理調査結果)

(参考)宮城県内の国の主な地方機関と県の主な機関が
所在する市町村



市町村長に対する防災・危機管理研修

市町村長の危機管理意識の一層の向上を図り、具体的な災害対応の危機事態において、市町村長がリーダーシップを十分発揮し、的確な危機対応を行うことができるよう、平成26年度から市町村長を対象としたセミナーを実施。

- 全国防災・危機管理トップセミナー：消防庁、内閣府（防災）共催
- 都道府県防災・危機管理トップセミナー：各都道府県主催（消防庁テキストを使用）

実践的な防災訓練の普及、効果的な図上訓練の実施に向けた調査

地方公共団体の防災訓練の充実強化を図るため、実施状況や実施事例を調査。

⑤ 実践的な防災訓練の普及にむけた事例調査

- ◆ 他の地方公共団体のモデルとなる防災訓練を実施している20の市区町村及び地域を対象にヒアリング調査を実施。

＜他の地方公共団体のモデルとなる防災訓練事例＞

団体名	内容
埼玉県ふじみ野市	全避難所開設を想定した発災直後から避難所開設までの一連型訓練
新潟県見附市	新潟豪雨災害を教訓とした水害対応の流れに即した実践的な防災訓練
和歌山県上富田町	高等学校と連携した医療救護訓練

都道府県における図上訓練の実施状況に関するアンケート調査

- ◆ 全国47都道府県における図上訓練の実施状況等を調査分析し、効果的な図上訓練を実施する上でのポイント、参考となる図上訓練実施事例等を取りまとめた。

＜効果的な図上訓練のポイント＞

災害想定、

訓練形態

訓練参加

評価・検証

- 複合事案の発生を伴うより過酷な状況を想定した訓練の実施

- ブラインド型訓練の実施

- 知事の参加

- 危機管理・防災担当部局以外の職員の参加

- 関係機関の参加

- 評価・検証結果のマニュアル等への反映

地方公共団体における防災体制の整理 (危機管理監の設置状況、広域応援の 枠組み)について

総務省消防庁

～目次～

- ◆概要
- ◆資料2-1 地方公共団体における総合的な危機管理体制に関する調査
- ◆資料2-2 都道府県の防災活動に関する応援協定の締結状況
- ◆資料2-3 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定
- ◆資料2-4 大規模災害発生時の広域応援体制の検討状況について(全国知事会危機管理・防災特別委員会資料)
- ◆資料2-5 東日本大震災時の被災地方公共団体への地方公務員派遣について

概要

1. 危機管理監の設置状況 【資料2-1参照】

- 消防庁が昨年地方公共団体に対して行った「地方公共団体における総合的な危機管理体制に関する調査」によれば、危機管理事案の対応を主たる業務とする「危機管理専門幹部」の配置状況については、都道府県及び指定都市は全団体において配置している一方で、一般市では3割程度にとどまっている。
- また、危機管理担当部署の組織規模を見ると、都道府県や大規模な都市においてはほとんどが課・室レベル以上で設置されている一方で、小規模市町村においては部署として設置せず兼任職員を配置しているところも多く見られる。

2. 広域応援の仕組み

- 国・地方公共団体、民間事業者も含めた各防災機関は、災害応急対策等の際に他の主体との相互応援が円滑に行われるよう、あらかじめ地域防災計画等において相互応援や広域での被災住民の受入れを想定する等の必要な措置を講ずるよう努めなければいけないとされている。
- 都道府県レベルでは、全国都道府県において災害時等の広域応援に関する協定を締結しているほか、各ブロックごとの協定や原子力施設が立地する団体による協定等が存在する。また、市区町村レベルでは2,920の応援協定が締結されている。【資料2-2、資料2-3参照】
- 「全国知事会危機管理・防災特別委員会広域応援推進検討WG」において、内閣府及び消防庁も参画し、広域応援の具体化と知事会・政府等との連携方法等について実務レベルで検討を行っている。【資料2-4参照】
- また、東日本大震災発生時には、行政や民間から職員派遣等の人的支援や物的支援が行われ、政府や知事会において調達・搬送等の調整に当たったところである。平成23年3月11日から平成26年3月31日までの累積で計87,774人の地方公務員が被災地方公共団体へ派遣された。【資料2-5参照】

I 危機管理組織

(1) 危機管理専門幹部の配置

※「危機管理専門幹部」とは、全庁的または部局横断的な取り組みを行う必要があるような危機管理事案の対応を主たる業務とし、事案発生時には首長を補佐する部長または部次長（局制の場合は局長または部長）以上に相当する職員を指します。

（例）…「危機管理監」、「防災局長」、「危機管理対策部長」、「理事（危機管理担当）」等

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	市区合計
配置している	100%	100%	79%	63%	83%	29%	36%
配置していない	0%	0%	21%	38%	17%	71%	64%

(2) 危機管理担当部署の組織規模

※危機管理担当部署とは全庁的または部局横断的な取組を行う必要がある危機管理事案が発生した場合に、主たる業務として、全庁的な連絡調整を担当する部署を指します。

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	町	村	市町村合計
課・室レベル以上で設置	100%	100%	95%	90%	100%	64%	19%	11%	41%
局・部レベルで設置	47%	75%	26%	33%	39%	6%			5%
課・室レベルで設置	53%	25%	69%	58%	61%	58%	19%	11%	36%
係・班レベルで設置	0%	0%	5%	8%	0%	26%	40%	21%	30%
部署としては設置せず 専任職員を配置		0%	0%	3%	0%	2%	5%	5%	4%
部署としては設置せず 兼任職員を配置		0%	0%	0%	0%	7%	36%	63%	25%

Ⅱ 危機管理事案発生時の体制

(1) 危機管理担当部署における宿日直体制について

※ 消防による宿日直体制に加え、危機管理担当部署において実施しているもの（複数回答）

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	町	村	市町村合計
職員により対応している	94%	40%	19%	13%	91%	21%	40%	58%	34%
危機管理担当部署の職員により対応している	89%	40%	10%	5%	35%	7%	14%	27%	13%
危機管理担当部署以外の職員により対応している	55%	25%	12%	8%	83%	19%	37%	53%	31%
職員以外的人员により対応している(外部委託・守衛等)	21%	25%	69%	60%	22%	78%	67%	42%	68%

(2) 職員参集訓練の実施状況及び訓練対象

		都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	町	村	市町村合計
実施状況	年に複数回実施	6%	25%	2%	5%	4%	3%	3%	1%	3%
	年に1回実施	49%	25%	33%	50%	57%	38%	29%	30%	34%
	実施していない	45%	50%	62%	45%	39%	58%	68%	69%	63%
訓練対象	基本的に全職員を対象としている	23%	40%	67%	36%	14%	59%	76%	86%	66%
	危機管理担当部署の職員など、特定の職員	77%	60%	33%	64%	86%	41%	24%	14%	34%

【参考：職員動員配備の伝達手段としての一斉呼出装置の導入状況】

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	市区合計
一斉呼出装置	62%	70%	36%	28%	26%	20%	23%

※「一斉呼出装置」とは、事前に登録してあるメールアドレスへの定型文を用いた電子メールの一斉送信や、電話番号への一斉連絡を実施するシステムを指します。

(3) 危機管理対策を行うために職員等が参集する施設について

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	町	村	市町村合計
予め必要な設備・機器を常備した専用の施設を有している	72%	55%	31%	18%	78%	9%	4%	2%	8%
発災時に庁舎内の講堂や会議室等を対策場所として立ち上げる	28%	45%	69%	75%	17%	74%	59%	54%	64%
発災時においても通常の執務場所において対応する	0%	0%	0%	8%	4%	17%	38%	44%	28%

(4) 被災時の体制維持について

① 危機管理事案発生時の業務継続計画（BCP）の策定状況

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	町	村	市町村合計
大規模地震等の自然災害を対象とする業務継続計画を策定している	60%	40%	36%	28%	91%	14%	9%	6%	13%
新型インフルエンザに対応した業務継続計画を策定している	70%	80%	57%	48%	87%	25%	10%	4%	19%
いずれも策定していない	13%	15%	29%	40%	0%	66%	83%	90%	73%

② BCP又はその他の計画等において、被災時に継続する業務の優先順位及び中断する業務の設定状況

		都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	町	村	市町村合計
優先順位	設定している	79%	75%	69%	50%	91%	27%	14%	8%	22%
	設定していない	21%	25%	31%	50%	9%	73%	86%	92%	78%
中断業務	設定している	60%	75%	62%	45%	87%	22%	9%	3%	17%
	設定していない	40%	25%	38%	55%	13%	78%	91%	97%	83%

Ⅲ 首長を対象とした危機管理に関する研修・訓練の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	町	村	市町村合計
各種講演・研修会等への参加	30%	25%	21%	33%	35%	34%	40%	35%	36%
危機対応機関(消防等)での危機管理研修	4%	10%	5%	8%	4%	5%	6%	5%	5%
危機発生要因のある施設・避難施設の視察	26%	30%	14%	18%	26%	15%	14%	15%	15%
就任時の引継事項としての取扱	49%	60%	38%	43%	48%	21%	16%	12%	20%
定期的な危機管理研修・業務説明	60%	45%	36%	43%	70%	26%	24%	17%	26%
各種訓練への参加	94%	95%	88%	93%	96%	81%	69%	64%	75%

IV 危機管理担当部署職員の経験年数と研修の実施状況

(1) 危機管理担当部署職員の経験年数別割合

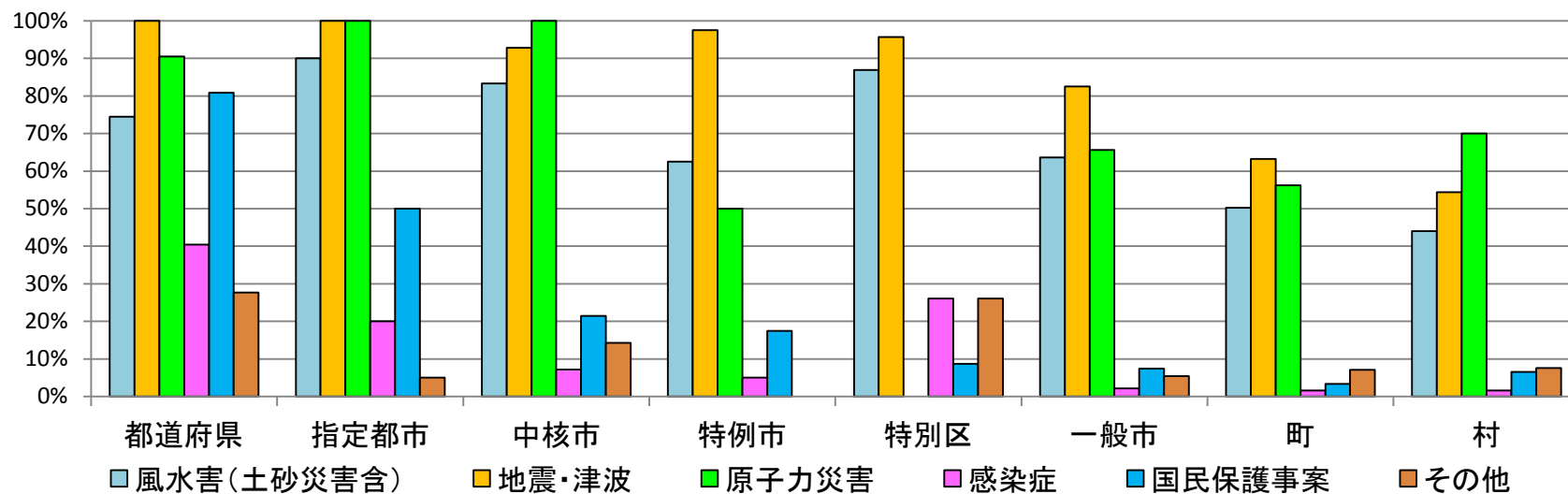
職員の経験年数	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	町	村	市町村合計
0年以上～2年未満	56%	61%	64%	59%	61%	58%	52%	51%	57%
2年以上～4年未満	28%	22%	23%	25%	26%	26%	27%	29%	26%
4年以上～6年未満	8%	7%	8%	9%	10%	10%	11%	7%	10%
6年以上～8年未満	3%	3%	2%	3%	2%	3%	5%	3%	3%
8年以上～10年未満	1%	1%	2%	1%	1%	2%	1%	2%	1%
10年以上	4%	5%	1%	2%	1%	2%	5%	7%	3%

(2) 危機管理担当部署職員を対象とした危機管理に係る研修等の実施状況

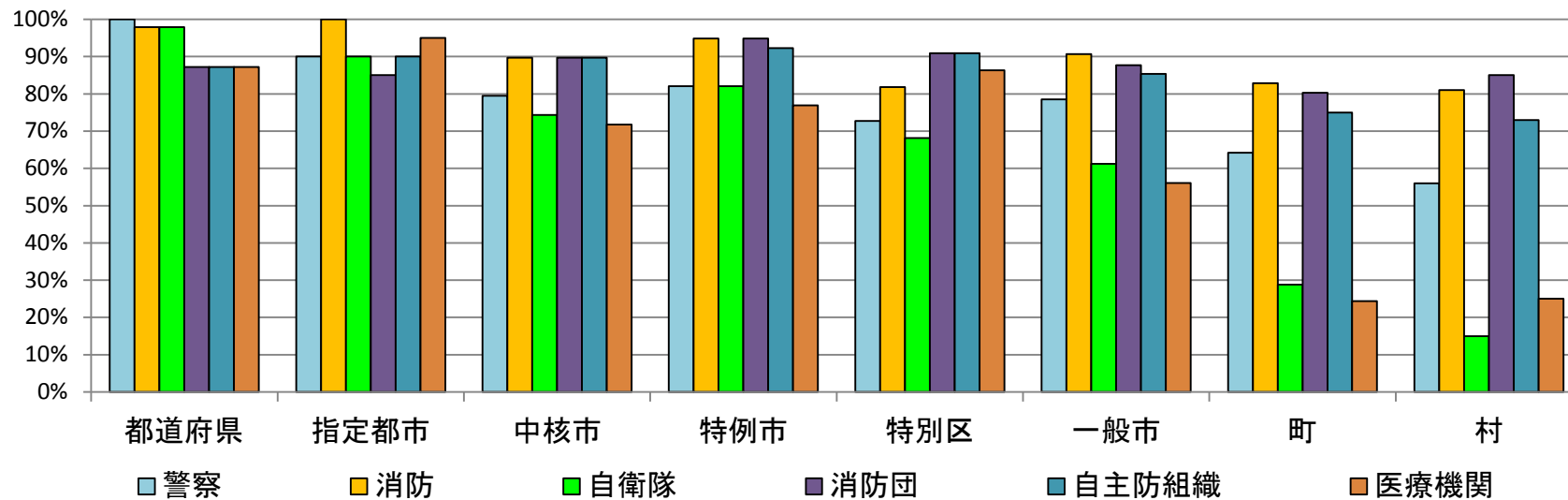
	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	町	村	市町村合計
各種講演・研修会等への参加	94%	95%	90%	95%	91%	88%	88%	80%	88%
各種防災システム端末の操作研修	89%	95%	86%	90%	87%	78%	75%	64%	76%
危機発生要因のある施設・避難施設の視察	66%	75%	57%	60%	65%	45%	36%	31%	41%
配属時に行う危機管理研修	49%	75%	26%	30%	61%	15%	10%	8%	14%
定期的な危機管理研修	83%	85%	50%	45%	61%	34%	27%	21%	31%
危機対応機関(消防等)での危機管理研修	64%	85%	62%	40%	30%	26%	23%	21%	26%

V 訓練

事案別訓練実施率(団体種別毎)



地震・津波訓練への関係機関参加率(団体種別毎)



VI 危機管理に係る人的連携

(危機管理担当部署と、消防機関、警察及び自衛隊との人的連携)

消防機関	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	町	村	市町村合計
人事交流 (消防機関への職員派遣)	11%	50%	19%	28%	0%	15%	3%	1%	9%
人事交流 (消防機関からの職員受入れ)	60%	75%	71%	60%	83%	25%	2%	1%	16%
消防機関OB職員の採用	19%	30%	29%	20%	70%	11%	2%	0%	8%

警察	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	町	村	市町村合計
人事交流 (警察への職員派遣)	9%	5%	0%	3%	4%	0%	0%	0%	0%
人事交流 (警察からの職員受入れ)	68%	25%	24%	20%	74%	6%	1%	1%	5%
警察OB職員の採用	17%	15%	14%	8%	35%	8%	3%	1%	6%

自衛隊	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	町	村	市町村合計
人事交流 (自衛隊への職員派遣)	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
人事交流 (自衛隊からの職員受入れ)	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
自衛隊OB職員の採用	91%	50%	38%	23%	17%	13%	2%	2%	9%

調査結果表1-11 都道府県の防災活動に関する応援協定の締結状況

区域	応援協定の名称	構成都道府県	締結年月日
全国	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全都道府県	平成24年5月18日 (既存協定見直し)
北海道・東北	大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟	平成19年11月8日 (既存協定見直し)
東北	山形県・福島県 防災上の連携・協力に関する協定	山形、福島	平成19年2月19日
	山形県・宮城県 防災上の連携・協力に関する協定	山形、宮城	平成18年12月26日
	山形県・秋田県 防災上の連携・協力に関する協定	山形、秋田	平成19年5月29日
	秋田県・岩手県 防災上の連携・協力に関する協定	秋田、岩手	平成22年3月24日
東北・中部	山形県・新潟県 防災上の連携・協力に関する協定	山形、新潟	平成18年2月24日
東北・関東・中部	災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定	福島、茨城、栃木、群馬、新潟	平成18年7月24日
関東	九都県市 災害時相互応援に関する協定	東京、千葉、埼玉、神奈川、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市	平成22年4月1日
関東・中部	群馬県、埼玉県、新潟県 の災害時相互応援及び防災協力に関する協定	群馬県、埼玉県、新潟県	平成25年1月31日
	関東1都9県 震災時等の相互応援に関する協定	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡	平成20年2月26日 (既存協定見直し)
	富士山火山防災対策に関する協定	神奈川、山梨、静岡	平成21年10月29日
中部	新潟県・長野県 災害時の相互応援に関する協定	新潟、長野	平成7年7月11日
	新潟県・富山県 災害時の相互応援に関する協定	新潟、富山	平成7年8月24日
	石川県・岐阜県 災害時等の相互応援に関する協定	石川、岐阜	平成21年10月1日 (既存協定見直し)
	北陸三県 災害時等の相互応援に関する協定	石川、富山、福井	平成21年5月18日 (既存協定見直し)
	岐阜県・福井県 災害時の相互応援に関する協定	岐阜、福井	平成7年10月6日
	石川県・新潟県 災害時等の相互応援に関する協定	石川、新潟	平成8年1月9日
中部・近畿	中部9県1市 災害時等の応援に関する協定	富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、名古屋市	平成24年8月6日 (既存協定見直し)
	兵庫県・新潟県 防災協力及び災害時相互応援に関する協定	新潟、兵庫	平成17年10月23日
中部・九州	熊本県と静岡県 との災害時の相互応援等に関する協定	静岡、熊本	平成23年7月25日
	静岡県・鹿児島県 災害時における相互応援協定	静岡、鹿児島	平成23年11月14日
	岐阜県・鹿児島県 災害時の相互応援協定	岐阜、鹿児島	平成23年11月14日
近畿	紀伊半島三県 災害等相互応援に関する協定	三重、奈良、和歌山	平成8年8月2日
近畿・中国	兵庫県・岡山県 災害時の相互応援に関する協定	兵庫、岡山	平成8年5月31日
	兵庫県・鳥取県 災害時の相互応援に関する協定	兵庫、鳥取	平成8年5月31日
近畿・四国	近畿圏 危機発生時の相互応援に関する基本協定	大阪、京都、滋賀、奈良、兵庫、和歌山、福井、三重、徳島、関西広域連合	平成24年10月25日 (既存協定見直し)
近畿・九州	関西広域連合と九州地方知事会との 災害時の相互応援に関する協定	関西広域連合、九州地方知事会	平成23年10月31日
中国	中国5県 災害等発生時の広域支援に関する協定	鳥取、島根、岡山、広島、山口	平成24年3月1日 (既存協定見直し)
中国・四国	中国・四国地方の 災害等発生時の広域支援に関する協定	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	平成24年3月1日 (既存協定見直し)
	鳥取県と徳島県 との危機事象発生時相互応援協定	鳥取、徳島	平成23年11月18日 (既存協定見直し)
	岡山県・香川県 防災相互応援協定	岡山、香川	昭和48年5月10日
中国・九州	九州・山口9県 災害時応援協定	山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	平成23年10月31日 (既存協定見直し)
四国	危機事象発生時の四国4県 広域応援に関する基本協定	香川、徳島、愛媛、高知	平成19年2月5日 (既存協定見直し)
その他	原子力災害時の相互応援に関する協定	北海道、青森、宮城、福島、茨城、新潟、石川、福井、静岡、京都、島根、愛媛、佐賀、鹿児島	平成13年1月31日

調査結果表1-12

都道府県間の応援回数及び民間機関等との応援協定の状況

都道府県	都道府県間 の相互応援 協定に基づ く応援回数	民間機関等との応援協定の状況													
		放送協定		報道協定		救急救護協定		輸送協定		災害復旧協定		物資協定		その他	
		締結先 団体数	応援 回数	締結先 団体数	応援 回数	締結先 団体数	応援 回数	締結先 団体数	応援 回数	締結先 団体数	応援 回数	締結先 団体数	応援 回数	締結先 団体数	応援 回数
北海道		9		22		14		6		7		14		11	
青森県		5		11		5		2		12		23		16	
岩手県		6		13		6		16		36		33		2	
宮城県	1	7		1		14		4		17		21		16	1
秋田県		5		10		13		1		12		13		9	
山形県		8		11		8		3		11		19		11	
福島県	3	6		8		10		5		35		31		19	
茨城県		2		17		15		2		28		35		13	
栃木県		4		14		18		4		5		27		19	
群馬県	5	7		9		2		1	2	6		26		5	
埼玉県		3		22		4		8		127		56		53	
千葉県		4		16		14		7		16		15		42	
東京都		16		11		4		23		73		29		56	
神奈川県		4		16		22		5		85		52		51	
新潟県		10		11		22		3		26		15		15	
富山県		11				6		5		20		40		15	
石川県		15		8		8		3		15		44		9	
福井県		15		8		8		8		7		18		15	
山梨県		4		10		7		9		18		22		16	
長野県		6		12		6		3		19		34		33	
岐阜県	8	12				18		6		35	32	39		65	
静岡県		7		11		11		54		281		137		120	
愛知県		16		1		18		7		32	5	46		59	
三重県		9				25		14		13	73	20		31	13
滋賀県		8		14		10		10		11		18		33	
京都府		14				19		12		10		25		45	
大阪府		9		16		13		11		40		101		1	
兵庫県		11		10		8		9		13		83		21	
奈良県	5	2				10		5		30		40		28	
和歌山県		7		10		53		5		11		15		23	
鳥取県		6		9		2		3		8		61		37	
島根県		5		11		3		2		6		42		11	
岡山県		8		11		22		4		26		25		14	
広島県		6		12		6		3		3		71		28	
山口県		5		11		21		5		3		27		21	
徳島県		4		13		26		4		31		28		4	
香川県		8		12		17		6		17		22		22	
愛媛県		6		1		5		11		9		21		27	
高知県		5				18		6		23		35		21	
福岡県		12				29		11		613		27		12	
佐賀県		20		9		8		2		3		16		20	
長崎県		6				2				7		9		14	
熊本県	2	6		7		12		1	1	25	7	23	6	34	
大分県	4	5				3	25	3	2	7		22		23	
宮崎県		4		9		4		2		26		20			
鹿児島県	1	6		9		5		2		10		11		23	
沖縄県		6		13		1		1		45		7		15	
合計	29	360		419		575	25	317	5	1913	117	1558	6	1178	14
団体数	8	47		38		47	1	46	3	47	4	47	1	46	2

調査結果表2-9

市区町村の応援協定の状況(その1)

都道府県	市区町村数	都道府県内の 市区町村が 参加している 応援協定数		市区町村間の 相互応援協定 締結市区町村数				協定 締結率 (%)
		他都道府県 の市区町村 を含む 応援協定数	市区町村数	応援回数	他都道府県の 市区町村との協定 締結市区町村数			
					市区町村数	応援回数		
北海道	179	95	68	179	26	48		100.0
青森県	40	20	18	40		15		100.0
岩手県	33	50	44	33	6	26	4	100.0
宮城県	35	97	88	35	1	27	1	100.0
秋田県	25	37	34	25	1	15	1	100.0
山形県	35	68	64	35	1	29	1	100.0
福島県	59	107	89	50	10	24	5	84.7
茨城県	44	102	84	44	2	32	1	100.0
栃木県	26	56	51	26	2	20		100.0
群馬県	35	77	63	35		28		100.0
埼玉県	63	133	105	63	6	46	6	100.0
千葉県	54	107	91	54	2	38	2	100.0
東京都	62	214	187	62	3	53	2	100.0
神奈川県	33	117	92	33	43	31	40	100.0
新潟県	30	87	75	30	1	27	1	100.0
富山県	15	63	50	14		12		93.3
石川県	19	48	41	18		14		94.7
福井県	17	56	54	17	2	15	1	100.0
山梨県	27	45	41	25	6	25		92.6
長野県	77	133	128	77	1	59	1	100.0
岐阜県	42	86	80	42		24		100.0
静岡県	35	120	105	35		33		100.0
愛知県	54	135	105	54	5	46	5	100.0
三重県	29	56	45	29	2	20		100.0
滋賀県	19	58	53	17	1	15		89.5
京都府	26	45	38	21	3	14	2	80.8
大阪府	43	125	29	43		34		100.0
兵庫県	41	95	73	41	1	34	1	100.0
奈良県	39	33	25	19	1	13		48.7
和歌山県	30	39	39	20		20		66.7
鳥取県	19	32	28	19		13		100.0
島根県	19	26	24	19		9		100.0
岡山県	27	32	29	24		21		88.9
広島県	23	20	17	23		17		100.0
山口県	19	25	22	19	1	12	1	100.0
徳島県	24	27	21	21	2	12	2	87.5
香川県	17	15	13	17	1	6	1	100.0
愛媛県	20	21	20	18		15		90.0
高知県	34	24	22	34	1	19		100.0
福岡県	60	28	24	60	2	17		100.0
佐賀県	20	16	10	20		11		100.0
長崎県	21	30	19	20		11		95.2
熊本県	45	31	21	45	1	13	1	100.0
大分県	18	29	19	18	1	9	1	100.0
宮崎県	26	15	10	26		9		100.0
鹿児島県	43	33	31	43		14		100.0
沖縄県	41	12	10	8	161	6		19.5
合計	1,742	2,920	2,399	1,650	296	1,051	80	94.7

調査結果表2-9 市区町村の応援協定の状況（その2）

都道府県	民間機関等との応援協定の状況															
	放送協定		報道協定		救急救護協定		輸送協定		災害復旧協定		物資協定		その他		郵便局との応援協定を有する市町村	
	市区 町村数	応援 回数	市区 町村数	応援 回数	市区 町村数	応援 回数	市区 町村数	応援 回数	市区 町村数	応援 回数	市区 町村数	応援 回数	市区 町村数	応援 回数	市区 町村数	応援 回数
北海道	33		2		74		44		147		153	4	65	3	170	1
青森県	2				14		4		33		27		19		19	
岩手県	8		1		23		5		24		26		15		15	
宮城県	7	4	2		15		10		27		32		16	1	19	
秋田県	3				6		2		23		17		12		11	
山形県	4				7		8		30	6	31	2	13		21	1
福島県	7	1	1		23	1	8	1	30	2	29	1	13	1	35	2
茨城県	17	6	1		25	1	23		35	4	41	3	19		31	
栃木県	3				4		14		16	3	22		12		21	
群馬県	8				9		12		25		28		11		26	
埼玉県	19		2		33		60	1	61	2	62		51		56	
千葉県	24		3		48		21		45	5	52		39		51	
東京都	38		8		55		47		53		53		43		52	
神奈川県	22		5		25		27		32		32		25		29	
新潟県	16				12		8		27		28		12		26	
富山県	8		1		3		2		14		14		8		13	
石川県	10				19		2		19	1	18		6		18	
福井県	6				13		2		13		14		8		12	
山梨県	4		1		4		9	5	19		19		12		18	
長野県	24		5		57		12		44		54		25		65	
岐阜県	20	1	3		36		9		40		39		20		36	
静岡県	24		5		31		23		29		35		19		30	
愛知県	37	11			46		25		48	2	52		44		46	
三重県	10		2		13		12		25		27		16		23	
滋賀県	5				5		5		18		18		5		11	
京都府	9	1			21	1	10	1	20	1	26	1	14		14	
大阪府	15		3		14		11		30		36		20		27	1
兵庫県	16	2	3		8		14		37		38	1	26		30	
奈良県	4				8		7		24	1	30	4	7		18	
和歌山県	2				12		8		22		26		11		22	
鳥取県	5				1		5		13		13		7		11	
島根県	3				2		6		10		9		7		10	
岡山県	9		3		12		5		23		20		13		18	
広島県	9		1		18		7		13		18		11		17	
山口県	9	1			5		2		7		15		7		13	
徳島県	4		1		16		3		16		18		7			
香川県	3				11		11		13		16		7			
愛媛県	3				15		7		15		20		5		2	
高知県	3		1		6		1		25		27		4		5	
福岡県	7		1		7		7		33	4	36	1	17		29	
佐賀県	2				3		1		13	1	16		2		8	
長崎県	5	9			1		2		10		11		5		11	
熊本県	2	1	1		2		2	1	28	2	29	2	11	1	14	
大分県	6				7		3		16	1	17		10		11	
宮崎県	3	3			1		5		16		19		9		14	
鹿児島県	8				5		6		33	1	26		9		12	
沖縄県	9	41	2		3		2		24	6	23	1	6		5	
合計	495	81	58		778	3	519	9	1,318	42	1,412	20	743	6	1,145	5

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

- 第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(広域応援)

- 第2条 全国知事会の調整の下、都道府県は被災県に対し、ブロックにおける支援体制の枠組みを基礎とした複数ブロックにわたる全国的な広域応援を実施する。
- 2 都道府県は、相互扶助の精神に基づき、被災県の支援に最大限努めなくてはならない。
- 3 第1項による広域応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。
- 4 都道府県は、第1項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努める。

(カバー（支援）県の設置)

- 第3条 都道府県は、各ブロック内で被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（以下「カバー（支援）県」という。）を協議のうえ、定めるものとする。
- 2 カバー（支援）県は、被災県を直接的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災県を補完することを主な役割とする。
- 3 カバー（支援）県について必要な事項は、各ブロックの相互応援協定等で定め、その内容を全国知事会に報告するものとする。

(幹事県等の設置等)

- 第4条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県等（ブロックにおける支援本部等を含む。以下同じ。）を置く。
- 2 幹事県等は、原則として第7条第1項に掲げる各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県等とした場合は、この限りでない。
- 3 幹事県等は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整

を行い、大規模かつ広域な災害等の場合には、自らが属するブロック内の被災県からの要請に応じて全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。

- 4 幹事県等が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県等に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。
- 5 各ブロックの幹事県等は、幹事県等を定めたときはその都道府県名を毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。幹事県等を変更したときも同様とする。
- 6 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。
- 7 全国知事会は、第5項又は前項による報告を受けた場合には、その状況を取りまとめのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

（災害対策都道府県連絡本部の設置）

第5条 いずれかの都道府県において、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務を迅速かつ的確に進めるため、災害発生後速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。

- 2 連絡本部は、被災県及び被災県のカバー（支援）県並びに被災県の所属するブロックの幹事県等に対して被災情報等の報告を求める。
- 3 連絡本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

（緊急広域災害対策本部の設置）

第6条 第2条第1項の広域応援に係る事務を迅速かつ的確に実施するため、全国知事会は、全国知事会会長を本部長とする緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

- 2 対策本部は、前条第1項の連絡本部が設置されている場合は、その事務を引き継ぎ情報収集・連絡事務を行うとともに、広域応援に係る調整、広域応援実施に係る記録・データの整理事務を行う。
- 3 対策本部は、前項の事務を行うにあたり、別に定めるところにより、東京事務所長会の代表世話人への連絡を通して、各都道府県東京事務所から職員の応援を得るものとする。
- 4 対策本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

（広域応援の要請）

第7条 被災県は、次の表の自ら所属するブロック以外のブロックを構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
- 3 被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに全国知事会又は自らが所属するブロックの幹事県等に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。
 - (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
 - (2) 施設、提供業務の種類又は幹旋の内容
 - (3) 職種及び人数
 - (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
 - (5) 応援期間（見込みを含む。）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 4 前項の連絡を受けた幹事県等は、速やかに、被災県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡するものとする。
- 5 全国知事会は、第3項又は前項の連絡を受け、第2条第1項で規定する広域応援を実施するときは、速やかに全都道府県へその旨を連絡するとともに、各ブロック幹事県等と連携し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡するものとする。
- 6 広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
- 7 第3項又は第4項による連絡をもって、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

8 通信の途絶等により第3項又は第4項の連絡がなされず、かつ、広域応援の必要があると全国知事会会長が認める場合は、第2条第1項に規定する広域応援を実施する。この場合、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第8条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。

ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。

3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(ブロック間応援)

第9条 幹事県等の調整の下、被災県からの要請に基づき、被災県が属するブロックに対してその隣接ブロックは、応援を行う（以下「ブロック間応援」という。）。

2 前項の応援の要請は、被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県から応援を要請するブロックの幹事県等へなされることを基本とする。

3 前項の応援については、第2条第3項及び第8条の規定を準用する。

4 被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県は、第1項の応援の要請をしたことを速やかに全国知事会へ連絡するものとし、連絡を受けた全国知事会は、被災県が応援を要請したブロックに対し、協力を要請するものとする。

5 第1項及び前項の要請を受けたブロックは、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第11条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成 18 年 7 月 12 日から適用する。

2 平成 8 年 7 月 18 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 19 年 7 月 12 日から適用する。

2 平成 18 年 7 月 12 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 24 年 5 月 18 日から適用する。

2 平成 19 年 7 月 12 日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長、全国知事会東日本大震災復興協力本部本部長及び各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成 24 年 5 月 18 日

全 国 知 事 会 会 長
京 都 府 知 事

全国知事会
東日本大震災復興協力本部本部長
埼 玉 県 知 事

北海道東北地方知事会会長
北 海 道 知 事

関東地方知事会会長
静 岡 県 知 事

中部圏知事会会長
愛 知 県 知 事

近畿ブロック知事会会長
奈 良 県 知 事

中国地方知事会会長
岡 山 県 知 事

四国知事会常任世話人
徳 島 県 知 事

九州地方知事会会長
大 分 県 知 事

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目（災害関係）

（趣旨）

第1条 この実施細目は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（以下「協定」という。）のうち地震等による大規模災害への対応の実施に関し、必要な事項を定める。

（所属ブロック知事会の決定）

第2条 協定第7条第2項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合には、別表1を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック知事会幹事県等（ブロック知事会における支援本部等を含む。以下同じ。）の間で協議のうえ、決定する。

（別表1）

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県	中部圏知事会
長野県	
三重県	
福井県	近畿ブロック知事会
滋賀県	
鳥取県	中国地方知事会
山口県	
徳島県	四国知事会

（情報収集要員の派遣）

第3条 協定第5条第2項の情報収集に当たり、通信の途絶等により被災県との連絡が取れず、かつ広域応援の要請が想定される場合等には、必要に応じ、全国知事会は、被災県の災害対策本部に情報収集要員を派遣する。

2 被災県は、情報収集要員との連絡調整に十分配慮する。

（都道府県東京事務所職員による応援）

第4条 協定第6条第3項に定める緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）に対する各都道府県東京事務所からの職員の応援については、別表2を基本として行うものとする。

(別表 2)

被災ブロック	緊急広域災害対策本部への職員応援ブロック
北海道東北 (8) 関東 (8)	中国 (5) 四国 (4) 九州 (8)
中部圏 (7) 近畿 (7)	北海道東北 (8) 関東 (8)
中国 (5) 四国 (4) 九州 (8)	中部圏 (7) 近畿 (7)

※ () は都道府県数

- 2 協定第 6 条第 3 項に定める応援の連絡を受けた東京事務所長会の代表世話人(以下「代表世話人」という。)は、前項に定める対策本部への職員応援ブロックの世話人所長(以下「世話人所長」という。)に対策本部への職員応援を要請し、この要請を受けた世話人所長は、ブロック内の各都道府県東京事務所長に対して、対策本部への職員応援を要請する。
- 3 第 1 項、第 2 項における代表世話人、世話人所長とは東京事務所長会の機構におけるものをいう。

(業務の代行)

- 第 5 条 首都直下地震等により、全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合、かつ被災県からの広域応援の要請が想定される場合には、関東地方知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。
- 2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県等による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。

(連絡調整要員の派遣)

- 第 6 条 全国知事会及び広域応援を実施する都道府県(以下「応援県」という。)は、必要があると認めるときは、被災県の災害対策本部に連絡調整要員を派遣する。
- 2 被災県は、連絡調整要員との連絡調整に十分配慮する。

(情報収集要員等の携行品)

- 第 7 条 被災県に派遣される情報収集要員等は、災害の状況に応じて、必要となる被服、当座の食料・飲料水、携帯電話等を携行する。

(広域応援の内容)

- 第 8 条 協定第 2 条第 3 項に定める広域応援の内容は、次のとおりとする。
- (1) 人的支援及び斡旋

- ア 救助及び応急復旧等に必要な要員
- イ 避難所の運営支援に必要な要員
- ウ 支援物資の管理等に必要な要員
- エ 行政機能の補完に必要な要員
- オ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋

(2) 物的支援及び斡旋

- ア 食料、飲料水及びその他生活必需物資
- イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

(3) 施設又は業務の提供及び斡旋

- ア ヘリコプターによる情報収集等
- イ 傷病者の受け入れのための医療機関
- ウ 被災者を一時収容するための施設
- エ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- オ 仮設住宅用地
- カ 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

(要員の派遣に要する経費の内容等)

第9条 協定第8条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次のとおり定める。

- (1) 要員の派遣に要する経費については、応援県が定める規定により算出した当該応援要員の旅費、諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。
- (3) 要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災県が、被災県への往復の途中において生じたものについては、応援県が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県と応援県との間で協議して定める。

(経費の請求)

第10条 協定第8条第2項の規定により、応援県が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災県に請求する。

- (1) 応援要員の派遣については、前条で規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料

2 前項に規定する請求は、応援県の知事名による請求書（関係書類添付）により、被災県の知事に請求する。

（カバー（支援）ブロック）

第 11 条 協定第 9 条に規定するブロック間の応援に係るカバー（支援）ブロックは、別表 3 を基本とする。

（別表 3）

被災ブロック	カバー（支援）ブロック
北海道東北	関東
関東	北海道東北
中部圏	近畿
近畿	中部圏
中国・四国	九州
九州	中国・四国

附則 この実施細目は、平成 19 年 7 月 12 日から適用する。

2 平成 18 年 7 月 12 日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成 24 年 5 月 18 日から適用する。

2 平成 19 年 7 月 12 日から適用した実施細目は、これを廃止する。

大規模災害発生時の広域応援体制の検討状況について

これまでの取組

- 東日本大震災の教訓等を踏まえ、全国知事会の広域応援協定を大幅に改正（H24.5.18）
 - ・全県で「カバー（支援）県」を設定し、平時から「顔の見える支援体制」を目指す。
 - ・大規模災害発生時は対口支援方式により被災県を応援
- 「都道府県相互の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル」を公表（H25.3）
 - ・カバー（支援）県の標準的な役割や広域応援体制構築に際し検討すべき事項等を例示



平成25年度の取組

「広域応援推進検討WG」を設置し、大規模災害発生時の広域応援の具体化と、各ブロック・知事会事務局・政府等との連携方法等について実務レベルで検討

※各ブロックの幹事県+委員長県で構成（+内閣府・総務省消防庁がオブザーバー参加）

主な検討内容

- 広域応援に関する基本的事項
（発災後の関係機関の役割、対口支援の割当
応援・受援体制の整備）
- 被災地における支援活動
（関係機関の役割、国の現地組織との連携）
- 被災経験県による支援チームの検討
（仮称・行政版DMATIによる被災県への助言等）
- 救援物資調達・輸送の課題
（国・地方・民間企業等との役割分担等）

※ 検討結果を踏まえ、広域応援に係る今後の方向性について、「中間整理」としてとりまとめる予定



今後の取組

- 大規模・広域・複合災害に備えた実効性のある対策を国に働きかけ
 - ・物資等の重複発注を回避するための仕組みの検討、災害時要援護者の避難体制の整備等
 - ・災害応急活動の具体的計画等の早期策定等
- 都道府県間の広域応援体制の充実・強化に向けた検討の継続
 - ・南海トラフ・首都直下地震について、被害想定・既存の協定等を踏まえた広域応援イメージの検討
 - ・全国知事会協定の運用について、具体的なオペレーションのための検討を継続
- 災害対策法制等の見直しの更なる推進を引き続き要望
 - ・想定される大規模災害に備え、積み残しの課題の検討と、現場の実態に即した制度・運用を要望
（大規模・広域・複合災害への対策強化、包括的な適用除外措置、災害対応専属組織の設置等）

東日本大震災による被災地方公共団体への地方公務員の派遣状況 (平成23年3月11日～平成26年3月31日までの累積)

調査対象職員

調査対象団体に属する一般職の地方公務員（消防及び警察は除く。）であって、調査対象団体の命令によって公務として派遣された者

調査内容

被災地方公共団体への職員派遣状況の累積人数

被災地方公共団体

岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県及び千葉県
の県及び県内市町村

派遣人数（累積人数）

(単位:人)

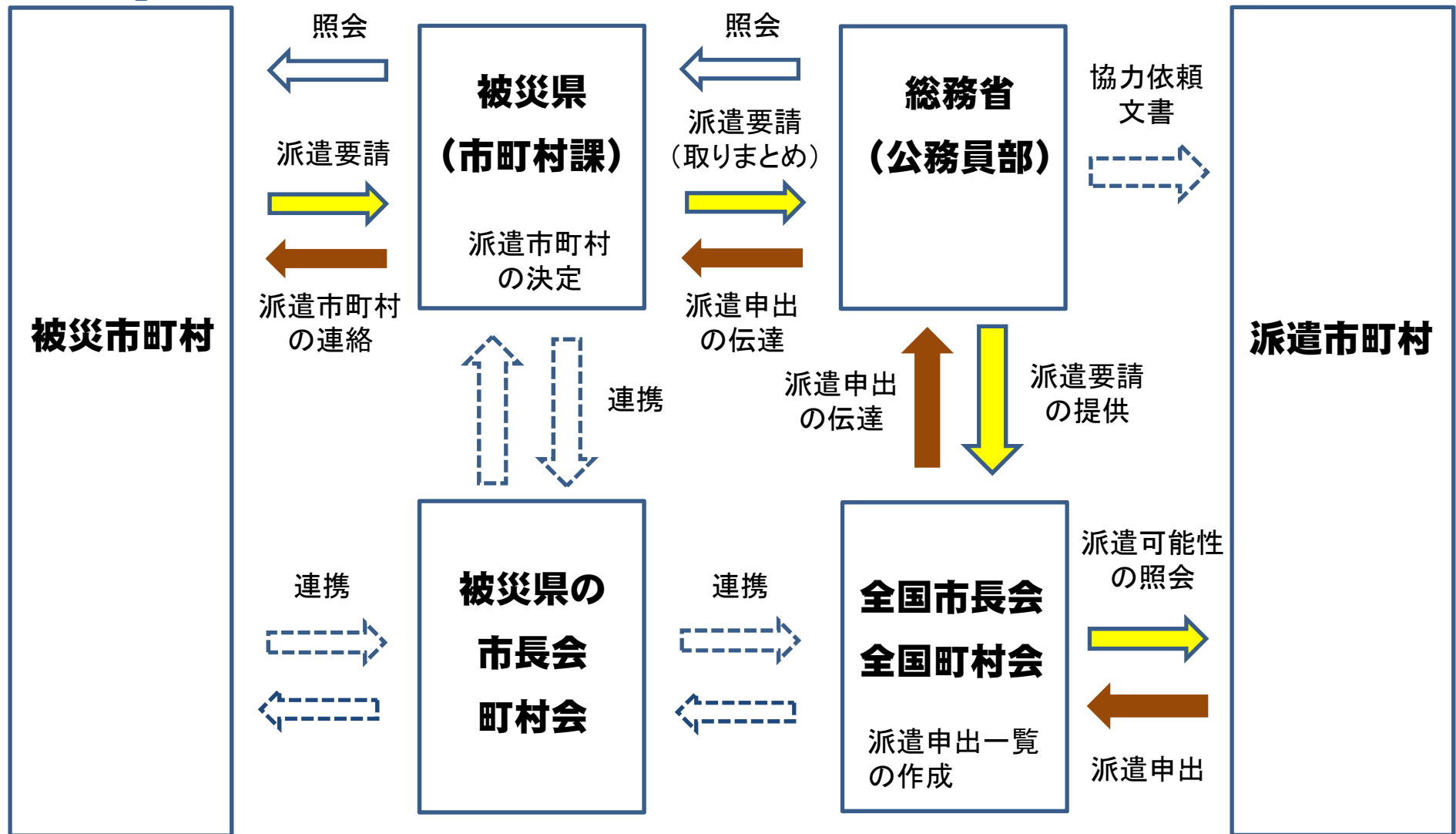
派遣元 \ 派遣先	岩手県内	宮城県内	福島県内	その他	合計
都道府県	6,387	15,613	8,871	957	31,828
政令指定都市	4,232	9,660	1,217	132	15,241
市区町村	10,646	22,343	6,872	844	40,705
合計	21,265	47,616	16,960	1,933	87,774

※ 派遣先の「その他」は、青森県内、茨城県内及び千葉県内の合計である。

市町村職員の派遣スキーム

派遣の実施

最終的な派遣要請



鳥インフルエンザ発生への対応状況について（日報・第17報）

平成26年5月8日

内閣官房

	発生農場	発生日	対応状況（5月8日17:00現在）
熊本県 球磨郡 多良木 町	56,000羽 肉用鶏	4/13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4/14殺処分完了。 ・ 4/15防疫措置完了。
熊本県 球磨郡 相良村	56,000羽 肉用鶏 周辺農場※ （45戸（うち 20戸は空舎）、 262,491羽）	飼養者が 同一	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4/14殺処分完了。 ・ 4/16防疫措置完了。 ・ 4/13半径3km圏内の全3農場（圏内に4農場が所在しているが、そのうち1農場は空舎であったことから、3農場が調査対象となる）の調査を実施、異常は認められず。また、血清学的検査及びウイルス分離検査（100羽以上飼養する2農場について実施）は、いずれも陰性。 ・ 4/27制限区域内における清浄性を確認するため、4/13と同じ調査を実施。 ・ 5/1までに全ての検査で陰性を確認、このため、同日付で、搬出制限区域を解除。 ・ 5/8 午前0時をもって移動制限区域を解除。

※「周辺農場」とは、半径10km圏内の農場。

写

26消安第1680号
平成26年6月13日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

熊本県で発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫対応について

平素より家畜衛生の推進に御理解・御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、平成26年4月に熊本県の肉用鶏農場で発生した高病原性鳥インフルエンザ(H5N8亜型)については、発生が確認された後、翌日には発生農場及び関連農場での殺処分作業を終了し、発生確認後約3日のうちに発生農場及び関連農場での防疫措置を全て完了しました。

本件については、平時からの防疫準備を適切に行っていたことが防疫措置の迅速な実施につながったと考えており、家畜伝染病発生時の防疫対応の優良事例として、今後の防疫対応に活用していくべきと考えています。

別添の資料は、こうした考え方のもとに、内閣官房が中心となり政府の対応を取りまとめるとともに、熊本県が防疫措置の項目毎に具体的対応とそのバックグラウンドを整理したものです。

つきましては、これをもとに貴都道府県での防疫体制について改善すべき点があるかどうかを確認いただき、必要な見直しを行っていただきますようお願いいたします。また、その結果を市町村、関係団体等と共有し、防疫体制に万全を期すようお願いいたします。

熊本県で発生した高病原性鳥インフルエンザへの 政府の対応について

平成26年6月5日
内閣官房

1 発生概要

熊本県の肉用鶏農場で発生した高病原性鳥インフルエンザについては、4月13日の疑似患畜の判定後、直ちに総理から、農林水産省をはじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること等について指示が出された。これを受け、農林水産省は鳥インフルエンザ防疫対策本部を開催して防疫対応方針を決定し、その後、鳥インフルエンザ関係閣僚会議において、各省が連携して初動対応を行うこと等を確認した。

熊本県における飼養家きんの殺処分、埋却、消毒等の防疫措置は迅速に進められ、発生から3日後の16日までには防疫措置を全て終了。その後の清浄性確認検査でも異状が確認されなかったことから、5月8日午前0時をもって、移動制限が解除されたところ。

2 各府省庁・熊本県の対応

【内閣官房】

- ・総理指示を受けて、4月13日に総理大臣官邸危機管理センターに情報連絡室を設置すると共に、鳥インフルエンザ関係閣僚会議を開催し、翌14日に鳥インフルエンザ関係府省庁対策会議を開催。

【農林水産省】

- ・発生後、直ちに農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部を設置し、発生農場の飼養家きんの殺処分、移動制限区域の設置等の防疫方針を決定。
- ・国と県の密接な連携を図るため、小里政務官を現地に派遣するとともに、飼養衛生管理の徹底について、都道府県に対し、注意喚起。
- ・疫学調査チームを現地に派遣し、感染経路の究明に努めるとともに、現地における防疫作業の支援のため、農林

水産省等の職員70名を現地に派遣。

- ・なお、発生農場に対する手当金の交付は既に終了しており、今後、制限区域内で損失が生じた農場に対する補填を円滑に行っていく。

【内閣府食品安全委員会事務局】

- ・発生後、速やかに「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」をホームページのトップページに掲載。また、亜型の確定を受け、内容を更新。

【警察庁】

- ・4月13日午前8時30分、警察庁に「警察庁対策室」を設置。各都道府県警察等に対し、関連情報の収集、防疫措置の支援、交通規制等の諸対策の実施を指示。
- ・5月7日現在、機動隊を含む延べ1,112名の警察官が出勤。消毒ポイント（噴霧器使用）6か所全てに警察官2名が24時間体制で警戒。消毒ポイント（消毒プール）13か所はパトカー約20台が24時間体制で警戒。

【金融庁】

- ・4月16日に、九州財務局から熊本県内の関係金融機関に対して、高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえた金融上の対応について要請。

【消費者庁】

- ・4月13日に消費者庁ウェブサイトにおいて、消費者に対して鳥インフルエンザに関する情報提供を行い、冷静な対応を呼びかけるとともに、地方公共団体の消費者行政部局に対し、地方公共団体における消費者への情報発信、消費者からの相談対応への協力を依頼。

【総務省】

- ・消防庁は、4月13日に都道府県消防防災主管部（局）を通じて、全国の消防機関等に対し、感染予防の留意事項の周知等必要な対応の依頼と情報提供を実施。また、熊本県消防防災主管部（局）との連絡体制を確保。

【文部科学省】

- ・ 4月14日、都道府県教育委員会等に対して、高病原性鳥インフルエンザに関する対策等について、手洗い、うがいの励行や児童生徒等や教職員等に対する野鳥への対応等の周知徹底、正しい知識の普及等を内容とする事務連絡を発出。

【厚生労働省】

- ・ 4月12日の第一報を受け、直ちに、熊本県に対し、人への感染防止に必要な対応（防疫作業従事者等の適切な感染防護、10日間の健康観察の実施）を要請。翌13日、全国自治体にも注意喚起。
- ・ これまでに鳥インフルエンザへの感染者は確認されていない。

【国土交通省】

- ・ 4月13日午前に省内幹部会議を開催し、大臣より対応を指示。九州地方整備局及び九州運輸局を中心に、連絡要員の派遣、照明車及び散水車等の派遣、資機材の提供、関係業界への協力要請等を実施。

【環境省】

- ・ 発生地周辺に野鳥監視重点区域を設け、県と連携し野鳥の監視を強化、また野鳥緊急調査チームを現地へ派遣。

【防衛省】

- ・ 4月14日（月）0時50分に、熊本県知事から陸上自衛隊第8師団長（北熊本）に対して災害派遣要請。以後、消石灰の輸送、鶏の殺処分、並びに鶏舎等の清掃及び消毒を実施。4月16日（水）8時35分に、熊本県知事から撤収要請。

【派遣部隊】

陸上自衛隊第8特科連隊（北熊本）

陸上自衛隊第8後方支援連隊（北熊本）

【派遣規模】

人員延べ約880名

車両延べ約180両

【熊本県による総括】

- ・ 県では、平時より家畜に異状があった場合は家畜保健衛生所に連絡・通報するよう指導を徹底しており、今回も早期通報が功を奏した。
- ・ 有事に備えて県独自で防疫演習を実施し、その都度検証を行うとともに、県の防疫対応マニュアルを随時見直していた。

3 総括

政府としては、今回の事例は、

- ① 家きんの異状について、発生農家から熊本県に対して早期に通報がなされ、熊本県から農林水産省への連絡も適切になされたことから、防疫方針の決定や関係各省間の連携体制の構築が迅速になされた
- ② 熊本県が、従前から防疫演習の実施など防疫準備を整えていたことから、市町村のみならず、自衛隊等の関係機関の協力を得て、延べ4千人に上る作業員を速やかに動員し、夜を徹して作業に当たり、その結果、早期の防疫措置の終了につながった

と考えているところ。

今後、本件を家畜伝染病発生時の防疫対応の優良事例として、関係各省、都道府県、市町村等と共有することにより、更なる防疫体制の強化を図ることとする。

HPA Iに係る防疫措置の具体的対応とバックグラウンド（熊本県農林水産部）

項 目	具体的対応	バックグラウンド
<p>1 農家の迅速な通報 農家に対して、家畜に異状があった場合は、直ちに家畜保健衛生所に連絡・通報をするよう徹底しており、これが定着していた。</p>	<p>① 疑い事例確認日の前日（4／11）、農場で70羽（45日齢）の死亡鶏を確認し、熱射病を疑い、鶏舎内の環境改善を実施するも、翌日（4／12）、死亡数が急増し、200羽の死亡鶏を確認したことから、農場が最寄りの家畜保健衛生所（以下「家保」という。）へ通報。</p>	<p>ア 家保は、毎年、<u>全養鶏場へ1回以上（飼養衛生管理基準の遵守状況によっては2回以上）、立入検査を実施するとともに、毎月20日を「くまもと家畜防疫の日」として各農場の消毒を推進する等、飼養衛生管理基準（迅速な通報等）の遵守を啓発するとともに、埋却候補地のリストアップを行っていた。</u></p> <p>イ 県の取組として、全養鶏場から毎月の死亡羽数を報告させており、飼養管理状況等について、<u>お互いにチェックすることにより、コミュニケーションが取れていた。</u></p> <p>ウ 海外におけるHPA Iの発生状況について、県防災メールを活用し、農家に随時情報発信する等、注意喚起していた。</p>
<p>2 県庁の迅速な初動対応 i) 疑い事例の情報を受け、直ちに農林水産省動物衛生課に通報・防疫指針に沿った対応の指示を受けた。</p>	<p>① 通報を受けた家保職員が現場へ急行するとともに、畜産課へ連絡。畜産課は、農場の現況情報等を踏まえ、全職員が登庁。</p>	<p>ア 家保及び畜産課、地域振興局が「熊本県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対策マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を踏まえて、事前準備を進めた。</p>

- ii) 疑似患畜確定後、防疫措置に直ちに着手できるよう、県の防疫対応マニュアルに則って、防疫作業員の招集・配置、必要な資機材の手配・運搬、防疫作業現場及び支援センターの設置場所等について、迅速に準備した。
- ② 家保職員は臨床検査・農場から聞き取り調査し、HPAI病性鑑定実施が必要と判断（その旨、県畜産課から動物衛生課へ報告）。
- ③ 動物衛生課から、防疫指針に則った措置（家きんの移動自粛等の指導）を講じるほか、速やかに、当該農場の疫学情報を提出するよう指示あり。
- ④ 家保の簡易検査陽性の結果を受け、農林水産部内で緊急準備会議を開催し、防疫対策に取り掛かる旨決定。
 ・防疫措置着手に向け、県所有の防疫資材の運搬、支援センター及び現場事務所、消毒ポイントの設置等を開始。
 ・地域振興局畜産担当、関係市町村、警察へ連絡。併せて、県庁の防疫作業員を招集。
- ⑤ 4/13午前9時には防疫支援センターと2ヶ所の現場事務所を設置したほか、防疫資材、埋却用資機材を配備。
- イ 毎年度当初に、県農林水産部職員の防疫作業員名簿を作成・把握し、有事の際に円滑な招集が可能となるよう、各課へ依頼していた。さらに、関係団体に対し、同様に動員名簿を作成するよう、依頼していた。
 また、支援センター、消毒ポイントについては、有事の際に速やかな設置が可能となるよう、地域振興局等において候補地（消毒ポイントは、県内で約500ヶ所（うち球磨地域40ヶ所）を予め選定していた。
- ウ 全国一斉の防疫演習に加え、県独自（県一斉及び地域振興局（11ヶ所ごと））に実地演習や机上演習を年間20回程度実施し、関係者（地域振興局、市町村、農

	<p>24 時間以内の殺処分を目指して、3 交代延べ 1000 名を動員・配備</p> <p>⑥ 家保において、検査を実施し、県畜産課が疑似患畜を確定。</p> <p>⑦ 72 時間以内の埋却処分を目指して 3 交代、延べ 4200 名の動員・配備</p>	<p><u>業団体、建設業協会、警察、自衛隊）の連携と防疫意識を強化していた。</u></p> <p>エ 毎年、家保の検査担当職員を（独）動物衛生研究所で行う研修へ派遣し、検査技術の向上を図っていた。また、検査担当職員間で伝達講習を実施していた。</p>
<p>3 国・自治体・関係団体との連携</p> <p>地域（市町村）、関係団体等と情報共有と連携がなされていた。また、自衛隊、農林水産省、国土交通省等に対する県からの要請に対して、適時・適切、迅速に防疫作業員・資機材の協力を得られた。</p>	<p>① 疑似患畜確定後、速やかに、県内の畜産関係団体、食鳥処理場を招集し、情報提供を行ったほか、防疫作業員の動員を依頼。</p> <p>② 家保の簡易検査陽性の結果を受け、地域振興局から建設業協会へ、県畜産課から九州各県、沖縄県、山口県へ情報を提供。 特に、建設業協会については、埋却地の掘削等について、具体的に協力を依頼。</p>	<p>ア <u>13 日 9 時開催の知事を本部長とする対策本部で、全庁的対応を確認していた。</u> <u>知事訓示：①初動体制、②封じ込め、③監視・調査、④正確な情報伝達</u></p> <p>イ <u>自衛隊西部方面隊と県が良好な関係を構築していた。</u></p> <p>ウ <u>警察本部とは、H22 の口蹄疫対策以来協力関係を構築していた。</u></p> <p>エ <u>建設業協会とは、「悪性家畜伝染病等の防疫活動への協力に係る協定」を締結済。</u> <u>近隣県とは、「九州・沖縄・山口 9 県における家畜防疫対策連携に関する申合せ（平成 24 年 2 月、各県畜産主務課長締結）」に則って連携。</u></p>

	<p>③ 防疫措置の進捗状況を踏まえ、自衛隊、農林水産省九州農政局、国土交通省九州整備局、警察等に対して、防疫作業員・資機材の協力を依頼。</p>	<p>特に、<u>建設業協会については、毎年、有事の際の対応について、研修会を通じて説明していた。</u></p> <p>オ <u>防疫演習等を通じて、国や出先機関等との連携を深めていたほか、有事の際の協力を依頼していた。</u></p>
<p>4 防疫演習の実施 不測の事態に備えるべく、<u>県独自でも防疫演習を実施するとともに、その検証を行い、県の防疫対応マニュアルを随時見直していた。</u></p>	<p><u>25年にも防疫演習を実施しており、その検証等を行ったうえで、26年6月の見直しを検討していたところ。</u></p>	<p>ア <u>全国一斉の防疫演習に加え、県独自（県一斉及び地域振興局（11ヶ所ごと））に実地演習や机上演習を年間20回程度実施し、関係者（地域振興局、市町村、農業団体、建設業協会、警察、自衛隊）の連携と意識共有を図っていた。</u></p> <p>イ <u>平成16年にマニュアル制定以来、防疫演習の実施や県庁組織再編、国の防疫指針公表、他県における経験等を踏まえ、より現実的な対応が可能となるよう見直し、3度の改訂を実施。</u></p> <p>ウ 平成24年から、本県、宮崎県、鹿児島県で合同防疫演習を実施し、県境の消毒ポイント設置等について連携することとしていた。</p>